

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 (Ⅰ) 教育に関する目標 2. 各中期目標の達成状況 ②教育内容等に関する目標 <特記すべき点> (優れた点) ③教育の実施体制等に関する目標 <特記すべき点> (優れた点) (Ⅱ) 研究に関する目標 2. 各中期目標の達成状況 ①研究水準及び研究の成果等に関する目標 <特記すべき点> (優れた点) ②研究実施体制等に関する目標 <特記すべき点> (優れた点) (Ⅲ) その他の目標 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 2. 各中期目標の達成状況 ①社会との連携、国際交流等に関する目標 <特記すべき点> (優れた点) (特色ある点) 【原文】 「平成16～19年度評価の評価結果を再掲している箇所」 【申立内容】 平成16～19年度評価の評価結果をそのまま再掲している箇所については、学部・研究科等の現況分析結果と同様に、その旨を明記していただきたい。 【理由】 上述の【評価項目】に記載の(優れた点)(特色ある点)については、いずれも平成16～19年度評価の評価結果を再掲している箇所であるため、申立ての対象とはならないとされている箇所ですが、これをもって、第1期中期目標期間終了時点の評価として確定されることから、このまま公表された場合は、いつの時点の(優れた点)(特色ある点)なのかが不明であり、第1期中期目標期間終了時点のものと誤解されかねないため、是非とも平成16～19年度評価の評価結果を再掲している箇所である旨を明記することをご検討いただきたい。	【対応】 申立て対象としない。 【理由】 意見の内容は、評価報告書の記載方法に関するものであり、今回の意見申立ての対象とならないため。

特に、現在、国立大学法人に求められている社会へのより分かりやすい公表（説明）という観点からも、是非ともお願いしたい。	
---	--

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：02 教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果 【判定】 【判断理由】 【原文】 【判定】 期待される水準にある 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 【判定】 期待される水準を上回る 【判断理由】 「学業の成果に関する学生の評価」については継続的に調査を実施しており、平成20年度の卒業生（313名）に同様のアンケート調査を行った結果、もともと高い水準にあったそれらの数値のすべてがさらに向上しているという結果を得ている。また、学生において、特に高い評価を下した「十分身についた」とする者に限って分析しても、その割合は確実に増加しており、中でも「自立的に自らが決断する力」に関しては大きな向上が見られている。さらに、学業の成果に関する学生の評価項目は、平成16～19年度の評価時に報告された項目以外の項目を含め全部で18項目あったが、そのすべてにおいて「十分身についた」とする学生が増えており、特に「論理や証拠を重視し、それらに基づいて考える力」「情報機器を活用する力」の向上は顕著である。 【理由】 「学業の成果に関する学生の評価」を全学共通のアンケート調査により継続的に調べた結果、教育学部の学生が平成18年度の段階でも学業の成果に対して高い評価をしていたことが客観的な数字により認められている。また、もともと高い水準にあった評価が、すべての項目において2年後にさらに向上しているということは、学生の評価が高い水準のまま更に向上し続けていることを意味し、期待される水準を上回ると判定するのに十分な根拠といえる。	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組により判定を変えうるような成果が上がったとは認められないため。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：02 教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅱ 質の向上度 1. 質の向上度 【判定】 【判断理由】 【原文】 【判定】 <u>相応に改善、向上している</u> 【判断理由】 「大きく改善、向上している」と判断された事例が<u>1</u>件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「<u>相応に改善、向上している</u>」と判断された事例が1件であった。 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 【判定】 <u>大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している</u> 【判断理由】 「大きく改善、向上している」と判断された事例が<u>2</u>件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件であった。 【理由】 説明書の事例1において記述した「学部教育改善への組織的取り組み」における大学教育にかかわるテーマに関して自由に議論できる機会を作り、教育組織のあり方に関する一人一人の認識を深める全教員を対象としたシンポジウム形式のFD研修会を開始したこと及び教員相互の授業評価等の取り組みを開始したことは、「大きく改善、向上している」と判断するのに十分な取り組みである。 特に、教員相互の授業評価に関しては、授業改善のために有効でありながら全国的に活発に行われている状況とはいえ、しかも、単に授業を参観・評価するのではなく、授業参観者側が「授業相互参観FDシート」に質問や提案を自由に書き、また、授業者側もそれに対してコメントを記入し、更に、そのシートをもとに検討会を行うという本取り組みの形式は、組織的・系統的に教育改善へと結び付けている点で全国的にも特筆できるものと言えるからである。	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、判定を変えうるまでには至っていないため。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果
学部研究科等番号・名称：10 教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 1 教育水準 2 教育内容 【判定】 【判断理由】 【原文】 【判定】 期待される水準にある 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 【判定】 期待される水準を上回る 【判断理由】 「学生や社会からの要請への対応」について、平成21年度からは、仕事を継続しながら学びたいという現職教員の要請に応え、すべての専攻において昼夜間開講を原則とし、6限（18:00～19:30）、7限（19:40～21:10）の授業のみでも修了できるような時間割へと変更した。その結果、6限、7限の開講授業数は、平成20年度の76から155へと倍増した。また、教員免許を持たずに入学してきた学生が教員免許の取得を目指す場合、学部の授業を科目等履修生として受講する必要があるが、その経済的な負担が大きいという学内外からの声に応じて、教員免許状取得のために科目等履修生になる場合には、学部開講の教員免許状取得に必要な科目を年間20単位まで無料で履修できるようにする制度を平成21年度に立ち上げた。 【理由】 学生や社会からの要請に対応するために教職員の意識改革と大きな努力により、夜間の授業の大幅増を成し遂げている。また、千葉大学全体に働きかけて、大学院生が教員免許状取得のために科目等履修生になる場合には、学部開講の教員免許状取得に必要な科目を年間20単位まで無料で履修できるようにする大きな制度改革を行った。これらの成果が現れ、実際に志願者は増加し続けている。 なお、説明書の資料2の大学院受験状況においてH22の欄があるのは、H22年度の入学試験自体は平成21年度の活動だからである。	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。